

給水開始の手続きについて

水道をお使いいただく（開栓）には、給水開始届を提出して頂く必要がございます。
水道部の窓口でお手続きください。

※ 遠方など、窓口へ来られない場合は郵送でも受付いたしますが、その場合は必ず水道部まで事前に連絡をお願いいたします。

給水開始届の記入要領

【使用者本人が届け出される場合】

- 記入日
- 使用者（請求先）
 - ・ 住所（郵便物が届く住所）
 - ・ 給水場所（水道を使用される住所）
 - ・ 氏名（フリガナ）
 - ・ 連絡先（日中に連絡がとれる電話番号）
- 給水開始日（開栓希望日、土日祝日を除く）
- 用途（該当するものを○で囲む）（注）用途の最終判断は水道部でいたします。
- 届出人欄の□使用者と同じに✓を記入

【代理の方が届け出される場合】

- 届出人欄の住所・氏名・連絡先を記入

水道料金の請求及びお支払いについて

水道料金の請求は通常、検針月の翌月になります。

新規で給水を開始された場合、最初の検針から1か月程経ってから初めて納付書が届くことになります。

尚、料金のお支払いには、口座振替が便利です。金融機関の窓口へ引き落とし口座の通帳・お届け印及びお客様番号がわかるもの（使用水量のお知らせ等）をご持参の上、お申込みください。

詳しくは、水道部までお問い合わせ願います。

開始手続きは、給水開始日の土日祝日を除く3営業日前までをお願いいたします。

※窓口での手続きの際は運転免許証等により申請者の本人確認をさせていただきます。

また、郵送での手続きの場合は申請者の運転免許証等のコピーを合わせて送付してください。

〒642-8501

和歌山県海南市日方1289番地26

海南市水道部

営業時間 平日8:30～17:15

TEL (073)483-8750

FAX (073)483-8752

様式第4号(第6条関係)

課		課長 補佐		係		係	
長							

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

給水開始届

この度水道の給水を開始したいので、下記誓約書に同意の上、届出いたします。

海南市水道事業管理者
海南市長 様

<input type="checkbox"/> 家族間の使用者変更	お客様番号	水栓番号
<input type="checkbox"/> 家族間の所有者変更		

使用者 (請求先)	住所(送付先)	※郵便物が届く住所	
	給水場所	海南市	※水道を使用する住所
	フリガナ	スイドウ	タロウ
	氏名	水道太郎	
	連絡先	()	※日中に連絡がとれる電話番号
給水開始日	〇〇年〇〇月〇〇日		

用途	家事用	業務用	官公署会社等用	特設給水用	その他()
----	-----	-----	---------	-------	--------

水道メーター保管証書			
次の水道メーターを保管いたします。			<input type="checkbox"/> 指針確認分
口径	mm	番号	指針 m ³ 検満年月 年 月

誓約書
海南市水道事業給水条例が契約の内容となることに合意し、同条例第15条に基づき、給水開始の申込みをいたします。
また、給水開始後に水圧・水量不足、断水が生じた場合でも一切異議の申立てはいたしません。

給水装置 の所有者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	連絡先	() - 使用者との関係
<input type="checkbox"/> 使用者と同じ		

届出人	住所	海南市日方1289番地26	
	フリガナ	スイドウ	ハナコ
	氏名	水道花子	
	連絡先		使用者との関係 妻
<input type="checkbox"/> 使用者と同じ			

備考	本人ではなく代理の方が届け出の場合は 右欄を記入。使用者と同じ場合は、 <input checked="" type="checkbox"/>	変更
----	--	----